

改正

平成18年11月27日条例第34号

平成19年11月30日条例第21号

平成24年3月5日条例第3号

平成25年3月1日条例第3号

平成27年3月2日条例第7号

伊豆の国市子育て支援施設条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、伊豆の国市子育て支援施設の設置、管理及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を実施し、もって市民の子育てを支援するため、次の表のとおり、伊豆の国市子育て支援施設（以下「子育て支援施設」という。）を設置する。

名称	位置
伊豆の国市立長岡南小学校放課後児童教室	伊豆の国市長岡1294番地の1
伊豆の国市立長岡南小学校第二放課後児童教室	伊豆の国市長岡1294番地の1
伊豆の国市立長岡北小学校放課後児童教室	伊豆の国市南江間1200番地
伊豆の国市立葦山小学校放課後児童教室	伊豆の国市四日町350番地
伊豆の国市立葦山小学校第二放課後児童教室	伊豆の国市四日町350番地
伊豆の国市立葦山南小学校放課後児童教室	伊豆の国市中817番地の1
伊豆の国市子育て支援施設すずかけ館	伊豆の国市三福325番地
伊豆の国市子育て支援施設第二すずかけ館	伊豆の国市三福325番地
伊豆の国市子育て支援施設あすなる館	伊豆の国市守木312番地

(定義)

**第3条** この条例において「放課後児童健全育成事業」とは、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

2 この条例において「放課後児童」とは、小学校に就学している第1学年から第3学年までの児童で次の各号のいずれかに該当するもの又は市長が特に放課後児童保育を必要と認める児童をいう。

(1) 労働等により保護者が昼間家庭にいない児童

(2) 保護者の疾病等により当該保護者の養護を受けることができない児童

3 この条例において「放課後児童保育」とは、放課後児童に対し子育て支援施設において放課後児童健全育成事業を行うことをいう。

4 この条例において「保護者」とは、法第6条に規定する保護者をいう。

(業務)

**第4条** 子育て支援施設は、次の表に掲げる業務を行う。

子育て支援施設	業務
伊豆の国市立長岡南小学校放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市立長岡南小学校第二放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市立長岡北小学校放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市立葦山小学校放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市立葦山小学校第二放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市立葦山南小学校放課後児童教室	放課後児童保育
伊豆の国市子育て支援施設すずかけ館	(1) 放課後児童保育 (2) 子育てに関する相談 (3) 子供(18歳未満の者をいう。)、高齢者等の世代交流の場の提供 (4) その他子育ての支援に必要な業務
伊豆の国市子育て支援施設第二すずかけ館	放課後児童保育
伊豆の国市子育て支援施設あすなる館	放課後児童保育

(職員)

**第5条** 子育て支援施設には、児童の生活指導等に当たるため、必要な職員を置く。

(放課後児童保育の承認)

**第6条** 保護者は、当該保護者の児童が放課後児童保育を受けようとするときは、あらかじめ、市

長の承認を受けなければならない。

(保育料)

**第7条** 市長は、放課後児童保育について、児童の保護者から生活指導等に要する費用として保育料を徴収する。

2 前項の保育料は、児童1人につき月額5,000円とする。

(保育料の減免)

**第8条** 市長は、特別の事情があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限又は禁止)

**第9条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育て支援施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その利用が子育て支援施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認めるとき。

(放課後児童保育の利用の取消し)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放課後児童保育の利用を取り消すことができる。

- (1) 児童が届出がなく連続して7日以上欠席したとき。
- (2) 児童が伊豆の国市以外の市町村に転出したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認めるとき。

(損害賠償)

**第11条** 子育て支援施設の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大仁町子育て支援施設の設置及び管理に関する条

例（平成12年大仁町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成18年11月27日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年11月30日条例第21号）

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月5日条例第3号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月1日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月2日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。